

公 告

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和元年8月2日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、令和元年12月13日から令和2年1月14日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年12月13日

山口県知事 村岡嗣政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク今宿店

所在地 周南市新宿通五丁目24

2 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。